

佐野厚生総合病院

医療安全管理に関する取組事項

(Ver.1.3)

1.医療安全管理に関する基本的な考え

患者さんの安全を確保するためには、佐野厚生総合病院及び全職員個々の、不斷の努力が求められます。さらに、単独あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者さんに実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することが不可欠です。佐野厚生総合病院では「地域に寄り添い信頼される病院」を基本理念とし、地域住民が安心安全に医療が受けられる環境を整え、提供することを目指します。

2.医療安全対策委員会と院内組織

- 1) 医療安全対策委員会
院内における医療安全管理体制の確保及び推進を図るため、医療安全対策委員会を設置します。
- 2) 医療安全対策室
組織横断的に院内の医療安全管理を担う部門として、医療安全対策室を設置します。
- 3) 医療安全管理部門
 - ① 医療安全管理者(専従)
安全管理部門における医療安全管理の実務を担う専従者を配置します。
 - ② 医薬品安全管理責任者(専任)
医薬品に係る安全管理体制を確保するために、医薬品安全管理責任者を配置します。
 - ③ 医療機器安全管理責任者(専任)
病院が管理する医療機器に係る安全体制を確保するために、医療機器安全管理責任者を配置します。

3 安全確保に関する職員への教育・研修

佐野厚生総合病院の全職員に対し教育・研修を行い、医療安全管理の基本的な考え方、医療事故防止の具体的な手法等を周知徹底し、その安全意識を高め病院全体の医療安全の向上に務めます。

4.医療上の事故の報告

医療事故や医療側の過失の有無を問わず患者に好ましくない事象が発生した場合は、医療事故マニュアルに従い、迅速に報告します。その際、患者さんの個人情報漏洩しないよう十分配慮します。

5.医療上の事故等発生時の対応

医療上の事故等が発生した場合は、救命措置を第一優先にし迅速に対応します。医療上の事故及びインシデントは各部署にて検討し、それらの状況把握・分析・改善・評価については、医療安全対策室が行い、必要に応じて医療安全対策委員会において審議決定します。前述の医療上の事故及びインシデントに関する情報のうち重要なものは、全職員に還元し共有します。また、必要に応じてその情報を公表し、医療界全体の医療事故防止に貢献します。

6.地域との連携

地域の医療機関との連携を図るべく、医療機関相互のラウンドを実施し情報を共有します。医療安全にかかる医療者同士の意見交換により、病院機能の改善に努力します。

7.患者等に対する当該指針の閲覧

患者さん、ご家族からの指針の閲覧に求めがあった場合には、これに応じるものとします。